

議第52号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、公衆衛生に与える影響が著しい営業に係る許可業種の見直しがされたことによる、関係する許可の申請に対する審査手数料の区分等の見直しをするとともに、事務事業の整理による食品衛生試験検査等の受付事務の廃止に伴う検査手数料の削除などを行うため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 政令の一部改正に伴うもの（第2条関係）

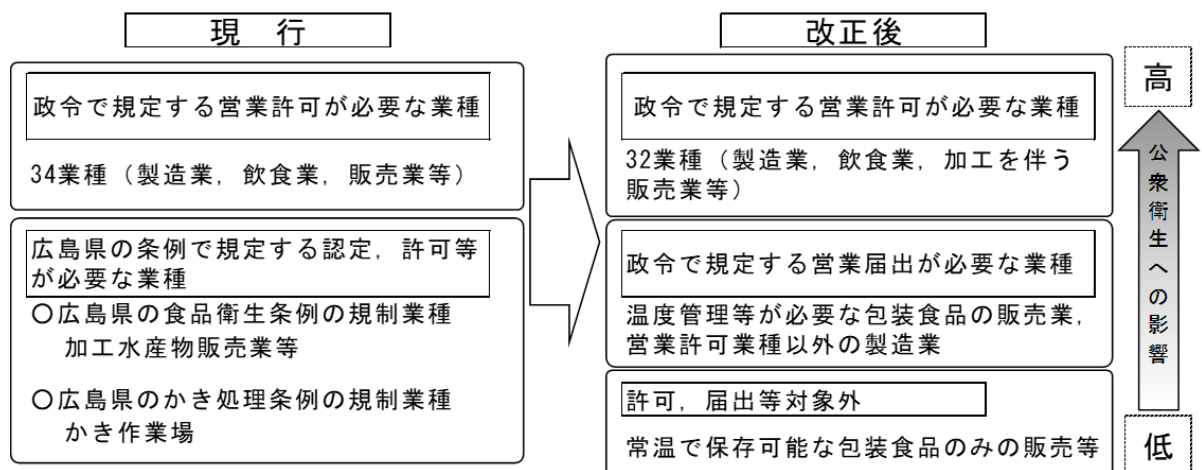
食品衛生法に規定する公衆衛生に与える影響が著しい営業であって都道府県が施設について基準を定めるべき営業（以下「営業許可業種」といいます。）について、昭和47年以降これまで見直しがされていませんでしたが、近年の実態に応じたものとするため、政令の一部改正により、食中毒のリスクの高さ、過去の食品事故・食中毒の発生状況等を踏まえた大幅な見直しがされました。

当該営業を行うために必要な許可の審査は、中核市の事務として本市において行っており、本市においても見直された営業許可業種に合わせた審査手数料の区分の見直し及び審査手数料の額の改定等をするものです。

(2) 広島県の条例の廃止に伴うもの（第2条関係）

改正前の政令に規定する営業許可業種以外の一定の業種について、広島県では独自の条例に基づいた規制を行っていますが、この度の政令の一部改正による営業許可業種の見直しを受けて、食品衛生に関する条例（昭和26年広島県条例第49号）及びかきの処理をする作業場に関する条例（昭和33年広島県条例第64号）（以下「食品衛生条例等」といいます。）が廃止されることとなりました。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）により、食品衛生条例等に基づく事務は本市が処理することとされており、食品衛生条例等が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を削除するものです。



(3) 食品衛生，水質及び検便に係る試験検査の取扱中止に伴うもの（第1条関係）

現在，市民等からの依頼に基づく食品衛生に係る試験検査については，任意の事務として保健所で取り扱うとともに，すこやかセンター内の一般社団法人広島県食品衛生協会呉支所においても検査受付業務を行っています。

また，市民等からの依頼に基づく水質及び検便に係る試験検査については食品衛生に係る試験検査と同じく任意の事務として実施しており，保健所で受け付けた後，検査業務は，外部検査機関（一般財団法人広島県環境保健協会）へ委託しています。

近年，保健所での食品衛生に係る試験検査については実績がなく，水質及び検便の検査数についても保健所への試験検査依頼数が減少しているとともに，検査依頼もほとんどが特定の事業者からの依頼となっています。

また，本市以外に広島県内において保健所で検査受付業務は行われておらず，広島県食品衛生協会やその他の検査機関の紹介のみとなっています。

こうしたことから，食品衛生，水質及び検便に係る試験検査について，令和3年4月から保健所での取扱いを廃止することとし，当該試験検査に係る手数料を削除するものです。

3 改正する審査手数料の額

2(1)の審査手数料の額については，当該審査に係る審査所要時間を基に，人件費等の状況を勘案して広島県が算定した額と同額を本市の手数料の額とします。

4 施行期日

2(3)については令和3年4月1日，2(1)及び(2)については令和3年6月1日